

一般社団法人全日本アミューズメント施設営業者協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本アミューズメント施設営業者協会連合会
(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、アミューズメント施設営業者の適正な運営を確保して、アミューズメント施設営業の健全な発展及び社会的な地位の向上を図り、もって善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持並びに少年の健全な育成その他公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 正会員の構成する者の営む事業に対する指導及び連絡
- (2) アミューズメント施設営業の適正化に関する自主規制の策定
- (3) アミューズメント施設営業の適正化に関する啓蒙啓発
- (4) アミューズメント施設営業に関する苦情の処理
- (5) アミューズメント施設営業者に対する研修会等の開催
- (6) アミューズメント施設営業に関する調査、研究及び統計の作成
- (7) アミューズメント施設営業者に対する適正な遊技設備の紹介
- (8) アミューズメント施設営業者及び従業員の福利厚生
- (9) 主務行政庁の行うアミューズメント施設営業の適正化に関する施策に対する協力
- (10) 関係機関、団体等が行う防犯活動及び青少年健全育成活動に対する協力
- (11) その他本会の目的を達成するため必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員に次の会員を置く。

- (1) 正会員 アミューズメント施設営業者にあつて、この法人の目的に賛同して入会したものを正会員とする。

- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体で本会に入会したもの。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、会員になった時及び毎年度ごとに会費を納めなければならない。

2 会費の額は、理事会において定める。

3 本会の運営上特に必要があるときは、理事会の議決を経て、会員から臨時に運営費を徴収することが出来る。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

2 前項の規定により退会する場合においては、あらかじめ会長に退会届出書を提出しなければならない。

3 会員が解散し、又は死亡したときは、当該会員は前項の手続きを要せず、当然に退会する。

(除名)

第9条 正会員が次の各項のいずれかに該当するときは、総正会員の半数以上で総正会員の議決権の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

(1) この定款若しくは総会の議決又は法令に違反する行為があったとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(3) 2年以上、会費の納入を怠ったとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し、あらかじめその理由を通知して、総会において、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該正会員の代表者の所在が不明のため、通知することができないときは、この限りではない。

3 前2項の規定は、賛助会員の除名について準用する。この場合において第1項中「正会員が」とあるのは「賛助会員が」と、「正会員の」とあるのは「理事の」と、「総会」とあるのは「理事会」と、第2項中「正会員」とあるのは「賛助会員」と、「総会」とあるのは「理事会」と、「当該正会員の代表者」とあるのは「当該賛助会員（当該賛助会員が団体である場合にあっては、その代表者）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(抛出金の不返還等)

第10条 退会し、又は除名された者が、退会し、又は除名される前に本会に納入

- した入会金、会費その他の金品は、返還しない。
- 2 退会し、又は除名された者であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員等の報酬等の額及び支給基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 正会員の除名
- (6) 解散及び解散に伴う残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して文書をもって会長に対して請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、前条第3項第2号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号に規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の代表者の中から選任する。

(定足数)

第16条 総会は、議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、開会することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員たるアミューズメント施設事業者の規模を基準に算定した個数を、各正会員が有する。

(決議)

第18条 総会の議事は、この定款の特別の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上で総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による決議)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 前項の他、総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の代表者又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内（会長、副会長、専務理事たる理事の数を含む。）
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、理事でなくなったときは、その地位を失う。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の会務を執行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第21条に定める員数に足りなくなるときは、退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定めるところによる。

(顧問並びに名誉会長及び名誉顧問)

第28条 本会に任意の機関として、若干名の顧問並びに名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の決議により選任する。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の諮問に答えること。
 - (2) 理事会に出席し、意見を述べること。
- 4 名誉会長及び名誉顧問は、本会の活動に特に功労があると認められ、理事会の推薦を受けた者に対し、総会の決議により選任する。
- 5 顧問並びに名誉会長及び名誉顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 本会は、法人法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令

に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任限度額は法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決権)

第35条 理事は、理事会において、それぞれ1個の議決権を有する。

(決議)

第36条 理事会の議事は、この定款の特別の定めがある場合を除き、出席した理事の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 地区本部

(設置)

第38条 本会の支部として、地区本部を置く。

- 2 地区本部の名称及び区域は、総会において定める。
- 3 地区本部は、その置かれた区域において、第4条に規定された事業を行う。
- 4 前3項に規定するもののほか、地区本部の組織及び運営に関する事項は、理事会が定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第39条 会長は、本会の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、会長の諮問機関として専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任命し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第10章 会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第46条 <平成27年3月10日改訂・全文削除>

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報による。

第13章 細則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する

法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の代表理事は（会長）飯澤幸雄とし、業務執行理事は（副会長）梶修明及び（専務理事）鈴木剛夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 第46条（(剰余金の分配) 本会は、剰余金の分配を行うことができない。）を全文削除する。＜平成27年3月10日・臨時総会決議＞ 変更後の定款は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 平成28年6月7日総会決議により、定款の一部を変更する。この定款は同日より施行する。
- 6 平成29年6月13日総会決議により、定款の一部を変更する。この定款は同日より施行する。